障害者福祉情報

136号 2014年３月

編集・発行
社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会
〒816-0804　春日市原町３丁目１番地７
クローバープラザ
TEL 092-584-3330　FAX 092-584-3319
http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

平成26年４月からの制度改正について

平成24年に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」は、平成25年４月と平成26年４月の２段階施行となっており、平成26年４月には、**①重度訪問介護の対象拡大　②共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化　③地域移行支援の対象拡大　④障害程度区分から障害支援区分への変更**が行われます。

今号では、その概要を紹介します。

１　重度訪問介護の対象拡大

障害福祉サービスのひとつである重度訪問介護は、現在、重度の肢体不自由者が対象となっています。平成26年４月から、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人に対象が拡大されます。

（具体的な要件）
・障害支援区分４以上
・現行の障害福祉サービスにおける障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（11項目）の合計点数が８点以上である者（平成26年度からの障害支援区分への変更に伴い、認定調査項目や選択肢の変更が行われることを踏まえ、所要の見直しを行う予定）

次頁に、平成26年４月以降のサービス利用のイメージを掲載しています。

もくじ／通巻136号

・平成26年４月からの制度改正について …… １～５
・お知らせ …… ６
・福岡県障害者福祉情報ハンドブック2014のご案内 …… ７
・ほんだな …… ８

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援

（厚生労働省ＨＰより引用）

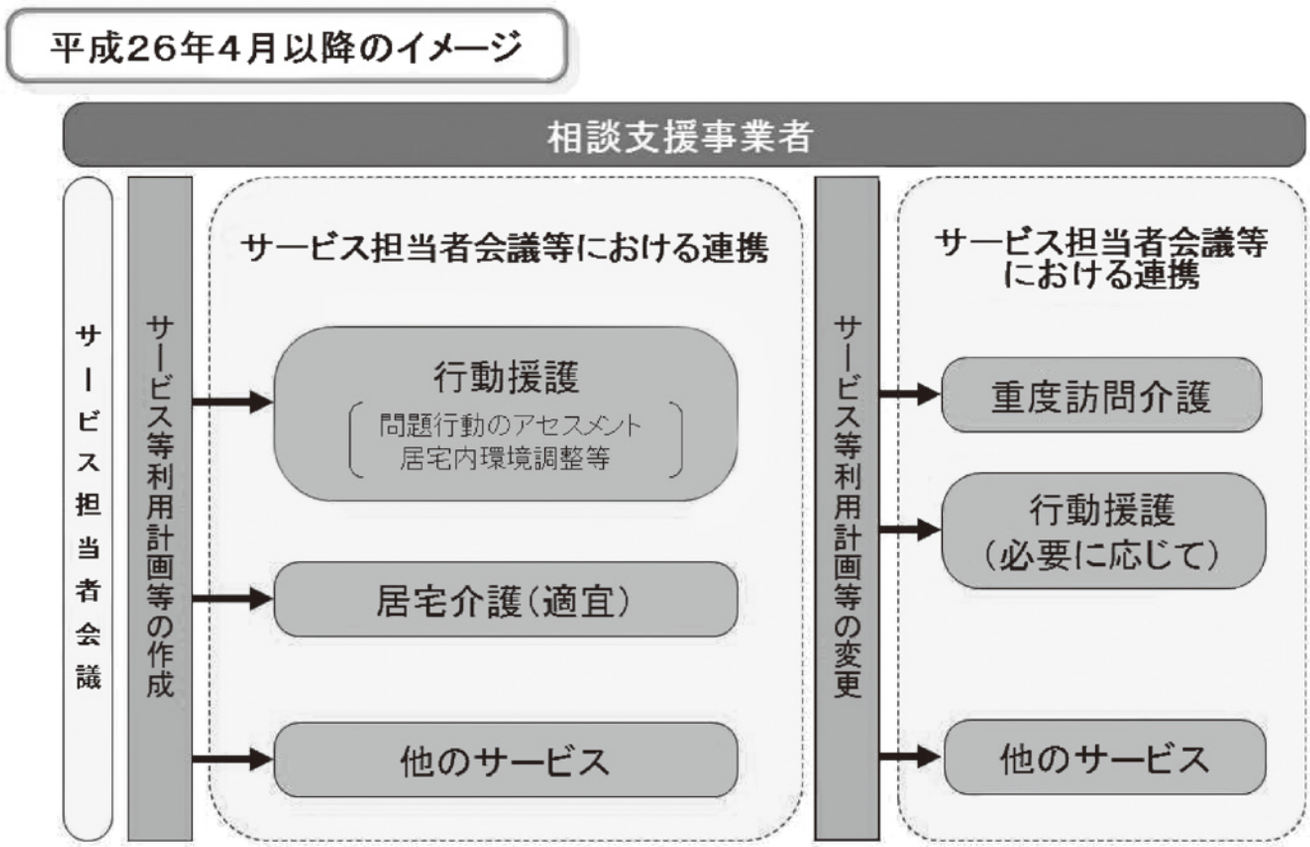

※　地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

・相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
・行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ、
・居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
・サービス担当者会議等における連携により支援方法等を進め、
・支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

2　ケアホームとグループホームの一元化

一元化後のグループホームでは、日常生活上の援助等とともに、食事等の介護や援助（介護等）もあわせて利用者のニーズに応じて提供します。

介護等の提供については、

①　グループホーム事業者が自ら行う（介護サービス包括型（現行のケアホーム型））、

②　グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に委託する（外部サービス利用型）のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなります。

（厚生労働省ＨＰより引用）

一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者としない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス（日常生活の援助等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型（現行ケアホーム型））**、**②グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（外部サービス利用型）**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

介護サービス包括型のイメージ

★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に**当該事業所の従業者が提供。**
★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ（生活支援員）を配置。**

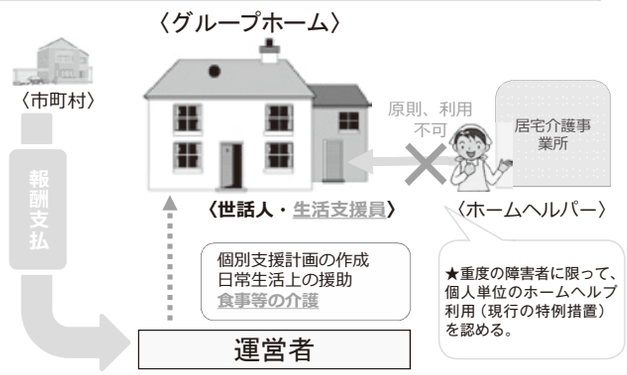

外部サービス利用型のイメージ

★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。**
★介護スタッフ（生活支援員）については**配置不要。**

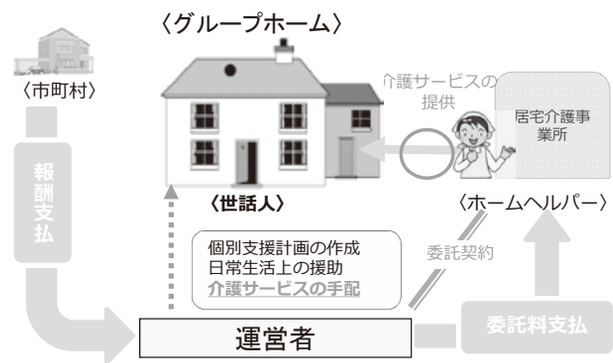

このほか、本体住居との密接な連携を前提として、入居定員を１人とするサテライト型住居が創設されます。

サテライト型住居の概要

○　地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
○　少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかっても界壁の設置など**大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として
ユニットなど一定の設備基準を緩和した１人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

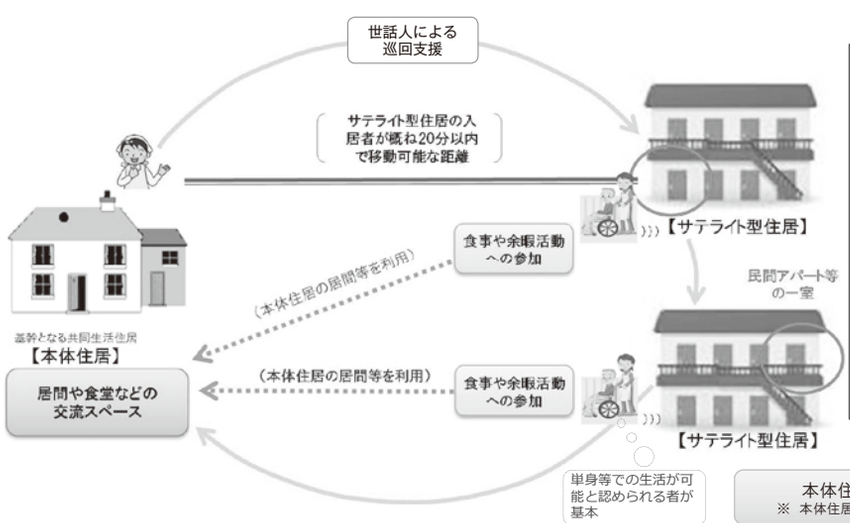

（サテライト型住居を設置する場合の設備基準）

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下　※	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	―
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7．43㎡	

（※）サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）。

本体住居、サテライト型住居（※）のいずれも事業者が確保
※　本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所））が上限

※　平成26年４月施行の際に、現にあるケアホーム事業所（グループホーム・ケアホーム一体型事業所を含む。）については、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型の事業所）とみなし、現にあるグループホーム事業所については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなす経過措置が設けられます。

３　地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象に、①入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者（※１）②退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設等に入所している障害者（※２）が加わります。

※１　保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者
※２　対象となる矯正施設の種類は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）及び少年院

具体的な対象施設・対象者の範囲や必要な手続き等については、今後、厚生労働省より示される予定です。

４　障害程度区分から障害支援区分への変更

障害者自立支援法では、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスを明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられました。

しかし、施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、等の課題が指摘されていました。

そのため、平成24年６月に成立した障害者総合支援法において、

・名称を「障害支援区分」に改め
・定義を「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」とするとともに、
・「障害支援区分」の認定が、知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成26年４月から施行されることとなりました。

～障害支援区分の判定プロセス～

一次判定（コンピュータ判定）	⇨	二次判定（市町村審査会）	⇨	区分６ ～区分１ 非該当
認定調査項目（80項目） 医師意見書　（24項目）		特記事項 医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）		

（障害程度区分からの改正点）

○認定調査項目の見直し
　・認定調査項目の追加・統合・削除、選択肢の統一　※追加項目、判断基準は次頁参照
　・認定調査における判断基準の見直し
○新たな判定式（コンピュータ判定式）の構築
　・二次判定の引き上げ要因を組みこんだ「全国一律の新たな判定式（コンピュータ）」を構築

（厚生労働省ＨＰより引用）

認定調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 認定調査項目の追加

○特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映するため、以下の認定調査項目（６項目）を追加。

新規		
	健康・栄養管理	**「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」**を評価
	危険の認識	**「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」**を評価
	読み書き	**「文章を読むこと、書くことに関する支援」**を評価
	感覚過敏・感覚鈍麻	**「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」**を確認
	集団への不適応	**「集団に適応できないことの有無やその頻度」**を確認
	多飲水・過飲水	**「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」**を確認

※その他、既存の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しを実施。（以下、主な見直し項目を例示。）

食事	▶ 食事開始前の食べやすくする支援も評価	視力・聴力	▶ 全盲・全ろうも評価（選択肢の追加）
行動上の障害	▶ 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度も含めて評価		

② 認定調査項目の統合・削除

○認定調査時における障害者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目等を統合（14項目→７項目）・削除（25項目）。

統合							
	上衣の着脱	洗身	調理	意思の伝達	独自の意思伝達	被害的	大声を出す
	ｽﾞﾎﾞﾝ・ﾊﾟﾝﾂの着脱	入浴準備・後片付け	食事の配膳・下膳	指示への反応	説明の理解	疑い深く拒否的	通常と違う声
	↓	↓	↓	↓		↓	↓
	衣服の着脱	**入浴**	**調理**	**ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ**	**説明の理解**	**被害的・拒否的**	**大声・奇声を出す**

削除				
麻痺（５項目）・拘縮（６項目）	じょくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

③ 判断基準の見直し

○「できたりできなかったりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を評価するため、判断基準を見直す。

障害程度区分　「できたりできなかったりする場合」は、**「より頻回な状況」**に基づき判断。

↓

障害支援区分　「できたりできなかったりする場合」は、**「できない状況（支援が必要な状況）」**に基づき判断。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
- **「知的・精神・発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」**や**「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」**等によって「できない場合」
- **「慣れていない状況や初めての場所」**では「できない場合」　を含めて判断。

↓

一次判定（コンピュータ判定）で評価

→ できたりできなかったりする場合の**頻度等は「特記事項」に記載**

↓

二次判定（市町村審査会）で評価

④ 選択肢の統一

○関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）を見直す。

身体介助関係	日常生活関係	行動障害関係
1．支援が不要	**1．支援が不要**	**1．支援が不要**
2．見守り等の支援が必要	**2．部分的な支援が必要**	**2．希に支援が必要**
3．部分的な支援が必要	**3．全面的な支援が必要**	**3．月に１回以上の支援が必要**
4．全面的な支援が必要		**4．週に１回以上の支援が必要**
		5．ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要
↓	↓	↓
見守りや声かけ等の支援によって行為・行動ができる場合も評価	**普段過ごしている環境ではなく「自宅・単身」の生活を想定して評価**	**行動上の障害が生じないための支援や配慮、投薬の頻度も含めて評価**

お知らせ

平成26年度　福岡県要約筆記者養成講座受講生募集

▼**開催日時**
平成26年5月30日（金）～平成27年1月23日（金）
毎週金曜　10時～15時
※木曜日開催あり
（7月31日・8月7日）

▼**会場**
クローバープラザ研修室
（春日市原町3-1-7）

▼**内容**
パソコンコース及び手書きコース
※両コース受講可能、パソコンコース受講者はvista以上のノートパソコン持参。タブレットパソコン不可。

▼**対象人員**　20人
※受講のための試験あり。
5月23日（金）10時～11時
クローバープラザ506研修室。各自筆記用具持参。パソコンコース希望者は、ノートパソコン持参。

▼**受講料**　無料
但し、テキスト代3，400円、実習材料代800円

▼**申込方法**
往復はがきにて住所・氏名（ふりがな）・FAX・TEL・年齢・職業・受講コース（手書き・パソコン）を記入のうえ、左記あて送付ください。

▼**申込締切**
5月14日（水）必着

▼**申込・問い合わせ先**
社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
〒816-0804
春日市原町3-1-7
クローバープラザ東棟3階
TEL 092-582-2414
FAX 092-582-2419

発達障害者支援センターをご存知ですか

発達障害者支援センターでは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障害がある方やその家族、発達障害に関わる支援者・関係機関のサポートを行っています。発達についての悩みなど、お気軽にご相談ください。相談無料です。

○福岡県発達障害者支援センター　あおぞら
八女郡広川町大字一條1361-2
TEL 0942-52-3455
（開所時間）月～金（9時～17時）
（休業日）土曜、日曜、祝日、お盆、年末年始
（対象圏域）福岡・糸島、筑紫、甘木・朝倉、久留米、八女・筑後、有明

○福岡県発達障害者支援センター　ゆう・もあ
田川市大字夏吉4205-7
TEL 0947-46-9505
（開所時間）月、水、木、金、日（9時～18時）
（休業日）火曜、土曜、祝日、お盆、年末年始
（対象圏域）粕屋、宗像、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築
※北九州市及び福岡市にも発達障害者支援センターがあります。
詳しくは、各市役所にお問い合わせください。

4月2日は世界自閉症啓発デー。
4月2日から8日は発達障害啓発週間です。
みなさんのご理解をお願いします。

（福岡県ホームページ）
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/hattatsusyougai.html
（世界自閉症啓発デー日本実行委員会公式サイト）
http://www.worldautismawarenessday.jp/

福岡県障害者福祉情報ハンドブック2014

平成２６年
３月発行

発行　福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

価格　１部　１，３００円（税込）　A4版 ３９２頁

★障害者福祉制度・施策を満載

１　手帳制度
２　保健・医療・衛生
３　日常生活援助
４　教育・育成
５　療育・訓練
６　年金・手当
７　税金
８　就労
９　まちづくり・ボランティア
１０　住宅
１１　移動・交通
１２　教養・余暇・スポーツ
１３　情報・通信・コミュニケーション

★県内における障害福祉サービスの利用状況を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業を網羅

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- その他の事業

★施設名簿、地域活動支援センター・共同作業所の活動内容等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、ＦＡＸまたは郵送でお申込みください。
送付をご希望の場合は、３月下旬から順次、佐川急便でハンドブック及び請求書・振込用紙を送付します。

障害者福祉情報ハンドブック２０１４　申込書			
申込部数	部	×１，３００円 ＋ 送料　が 御請求額になります。	
氏名・団体名		担当者名	
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送　料：１０部まで ４７５円（九州内）
１１部以上及び九州外の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】
福岡県社会福祉協議会　県民サービス部　人材・情報課
〒816-0804　春日市原町３－１－７　クローバープラザ東棟２階
ＴＥＬ　０９２－５８４－３３３０　ＦＡＸ　０９２－５８４－３３１９

ほんだな

福祉情報センターでは、福祉に関する図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

●利用時間　9:00～17:00
●休館日　月曜日（祝日の場合は翌日・第４月曜日は除く）
●貸出　図書・ビデオ　合計１０点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。（送料実費負担）
●貸出期間　２週間以内
●お問合せ先　福祉情報センター　〒816-0804　春日市原町３丁目１番地７
☎　092-584-3330　FAX　092-584-3319

「図説よくわかる障害者総合支援法」

坂本洋一　著
出版：中央法規出版

2013年４月から施行された「障害者総合支援法」。そのポイントを、支給決定・障害程度区分認定、相談支援、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児へのサービスなどの63項目にわたって詳しく解説する。

「在宅生活を豊かにする家族介護のポイント　症状に応じた介護の手法」

萱岡道泰　監修　労災サポートセンター　編集
出版：労災サポートセンター

せき髄損傷、頭部外傷、四肢切断、失明・視力低下など、重度の障害がある人を在宅で介護する際、本人および介護をされる人に知っておいてほしい事柄を、イラストを交えてわかりやすく解説する。在宅生活を支援する制度も紹介。

「こんな夜更けにバナナかよ　筋ジス・鹿野靖明とボランティアたち」

渡辺一史　著
出版：文芸春秋

人工呼吸器を着けながらも自由を貫いた重度身体障害者と、生きる手ごたえを求めて介助に通う主婦や学生ボランティア。02年８月死亡した筋ジス患者・鹿野氏と24時間体制で自立生活を支えたボランティア達の心の葛藤を描く。

「発達障害うちの子、将来どーなるのっ！？」

かなしろ　にゃんこ　著
出版：講談社

発達障害の息子を持つ漫画家ママが、支援の現場を突撃リポート。高校や大学での支援の現状、就職のための準備や社会の仕組み、そして、自立して生きていくために必要なものを漫画で紹介します。